

報告第 3 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙
のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和 5 年 5 月 1 1 日 報 告

守谷市長 松 丸 修 久

専 決 処 分 書

守谷市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

守谷市長 松 丸 修 久



守谷市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

守谷市長 松丸 修久

守谷市条例第15号

守谷市都市計画税条例の一部を改正する条例

守谷市都市計画税条例（昭和55年守谷町条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第3.3項」を「附則第15条第3.2項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第3.4項」を「附則第15条第3.3項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第3.9項」を「附則第15条第3.8項」に改める

附則第17項中「第10項，第14項から第18項まで，第20項，第21項，第25項，第28項，第32項から第36項まで，第39項，第40項若しくは第44項」を「第9項，第13項から第17項まで，第19項，第20項，第24項，第27項，第31項から第35項まで，第38項，第39項，第43項若しくは第46項」に改める。

附 則

この条例は，令和5年4月1日から施行する。

守谷市都市計画税条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>附 則 (法附則第15条第32項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。 (法附則第15条第33項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第38項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>17 法附則第15条第1項, 第9項, 第13項から第17項まで, 第19項, 第20項, 第24項, 第27項, 第31項から第35項まで, 第38項, 第39項, 第43項若しくは第46項, 第15条の2第2項, 第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り, 第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>附 則 (法附則第15条第33項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。 (法附則第15条第34項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第39項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>17 法附則第15条第1項, 第10項, 第14項から第18項まで, 第20項, 第21項, 第25項, 第28項, 第32項から第36項まで, 第39項, 第40項若しくは第44項, 第15条の2第2項, 第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り, 第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>